

令和 3 年 9 月

追加議案の概要

(第 27 号)

香川県政策部予算課

令和3年9月県議会定例会追加議案一覧

第27号 令和3年度香川県一般会計補正予算議案

○ 歳入歳出予算 別表1のとおり

別表 1

令和 3 年 度 9 月 追 加 補 正 予 算 総 括 表

一般会計（第 2 7 号議案）

（単位：千円）

区分 部局	現計予算額	補正予算額	左 の 財 源 内 訳										補 正 後 予 算 額	
			分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	寄附金	繰入金	繰越金	諸収入	県債	一般財源		
政 策	71,842,385	798			798									71,843,183
総 務	75,925,359	24,069			24,069									75,949,428
危機管理総局	1,569,380													1,569,380
環 境 森 林	4,838,104													4,838,104
健 康 福 祉	92,967,221	79,000			79,000									93,046,221
商 工 労 働	67,183,888	3,562,669			3,562,669									70,746,557
交 流 推 進	7,024,893	7,666			7,666									7,032,559
農 政 水 産	19,157,464													19,157,464
土 木	40,744,067													40,744,067
警 察 本 部	26,463,289													26,463,289
教 育 委 員 会	90,018,195	140,305			102,260					38,045				90,158,500
議会、出納局、 各種委員会	1,684,282													1,684,282
合 計	499,418,527	3,814,507			3,776,462					38,045				503,233,034

追加補正予算主要事業の概要

【新型コロナウイルス感染症対策に係る補正状況】

項目名	補正予算額	令和3年度 現計予算額 (9月当初提案後)	令和2年度までの 累計予算額	補正後 累計予算額	備考
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3,650,133	39,394,655	29,017,185	72,061,973	
○ 雇用の維持・事業の継続		5,232,277	10,302,512	15,534,789	
○ 県民の生活支援		2,004,586	3,358,993	5,363,579	
○ 学校の再開・学びの保障	164,374	62,620	160,230	387,224	
○ 地域経済の回復・活性化		2,306,715	4,097,506	6,404,221	
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築		176,124	888,955	1,065,079	
合 計	3,814,507	49,176,977	47,825,381	100,816,865	

(一般会計)

【新型コロナウイルス感染症対策】

★印は、新規事業

(単位：千円)

項目・事業名	補正予算額	説 明
I 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3,650,133	
1 医療提供体制の整備・強化	79,000	
1 ★酸素ステーション設置事業	79,000	<p>症状が悪化した自宅・宿泊療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与等の必要な処置を行う施設を整備するもの。</p> <p>・酸素濃縮装置・生体情報モニタ等の整備、医薬材料の確保、医療従事者等の派遣委託 等</p>

項目・事業名		補正予算額	説明								
2 休業要請等への協力促進		3,571,133									
1	香川県営業時間短縮協力金（第8次）	3,278,626	<p>まん延防止等重点措置の適用が延長されたことなどを受け、県内全域の飲食店に対する第8次の営業時間短縮を要請するにあたり、全期間を通して要請に応じた店舗に協力金を支給するもの。</p> <p>（営業時間短縮要請の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間：令和3年9月13日（月）～同年9月30日（木） ・対象地域：県内全域 ・要請内容：飲食店に対し、営業時間を午前5時から午後8時までとする ※高松市内の飲食店は、酒類は提供停止、カラオケ設備は利用停止 高松市以外の市町の飲食店は、酒類提供は午後7時まで <p>（1店舗当たりの支給額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 前年度又は前々年度（時短要請月）の1日当たりの売上高に応じて、3万円～10万円/日（高松市以外の飲食店は、2.5万円～7.5万円/日） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年度又は前々年度の 1日当たりの売上高</th> <th>1日当たりの支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7万5千円以下 [8万3,333円以下]</td> <td>3万円 [2.5万円]</td> </tr> <tr> <td>7万5千円超25万円以下 [8万3,333円超25万円以下]</td> <td>前年度又は前々年度の1日当たりの 売上高の4割(3万円～10万円) [売上高の3割(2.5万円～7.5万円)]</td> </tr> <tr> <td>25万円超 [25万円超]</td> <td>10万円 [7.5万円]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※[]内は、高松市以外の飲食店の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 前年度又は前々年度(時短要請月)の1日当たりの売上高の減少額の4割・上限20万円/日(高松市以外の飲食店は、上限20万円/日又は、前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高の3割のいずれか低い額) ※中小企業においても、この方式を選択可 <p>※高松市以外の飲食店については、上記に加え、支給額の1割を県独自に支援</p>	前年度又は前々年度の 1日当たりの売上高	1日当たりの支給額	7万5千円以下 [8万3,333円以下]	3万円 [2.5万円]	7万5千円超25万円以下 [8万3,333円超25万円以下]	前年度又は前々年度の1日当たりの 売上高の4割(3万円～10万円) [売上高の3割(2.5万円～7.5万円)]	25万円超 [25万円超]	10万円 [7.5万円]
前年度又は前々年度の 1日当たりの売上高	1日当たりの支給額										
7万5千円以下 [8万3,333円以下]	3万円 [2.5万円]										
7万5千円超25万円以下 [8万3,333円超25万円以下]	前年度又は前々年度の1日当たりの 売上高の4割(3万円～10万円) [売上高の3割(2.5万円～7.5万円)]										
25万円超 [25万円超]	10万円 [7.5万円]										

2	香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）	284,043	<p>まん延防止等重点措置の適用が延長されたことを受け、県内の大規模施設等に対し営業時間短縮を要請するにあたり、全期間を通して要請に応じた大規模施設等に協力金を支給するもの。</p> <p>（営業時間短縮要請の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間：令和3年9月13日（月）～同年9月30日（木） ・対象地域：県内全域 ・要請内容：建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設等に対し、営業時間を午前5時から午後8時までとする（イベント開催の場合は午後9時まで） ※商業施設（生活必需物資・サービスを除く）や映画館、遊戯施設など、法令に規定する集客施設 <p>（1施設当たりの支給額）</p> <table border="1" data-bbox="1066 722 2013 1008"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 722 1541 847">大規模施設 （1,000㎡超の施設） 1日当たりの支給額</th> <th data-bbox="1541 722 2013 847">テナント （左記大規模施設の一部を賃借する事業者） 1日当たりの支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 847 1541 1008"> 時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 </td> <td data-bbox="1541 847 2013 1008"> 時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	大規模施設 （1,000㎡超の施設） 1日当たりの支給額	テナント （左記大規模施設の一部を賃借する事業者） 1日当たりの支給額	時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間
大規模施設 （1,000㎡超の施設） 1日当たりの支給額	テナント （左記大規模施設の一部を賃借する事業者） 1日当たりの支給額						
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間						
3	県有施設の臨時休館・休園への対応	8,464	<p>新型コロナウイルス感染拡大により県有施設を臨時休館・休園したことに伴い影響を受ける、当該県有施設内で営業する事業者を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象県有施設：栗林公園、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館 				

項目・事業名	補正予算額	説明
II 学校の再開・学びの保障	164,374	
1 安心できる教育環境の緊急整備	164,374	
1	★学校感染対策検査実施事業	<p>141,802</p> <p>学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、現在の感染状況やワクチンの接種状況も踏まえ、感染者の発生時などに、児童生徒、教職員に対し、早期に幅広くPCR検査等を実施するもの。</p> <p>①県立学校におけるPCR検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学校：高等学校、中学校、特別支援学校 ・検査対象：校長が学校医と相談し必要と認めた、感染者の発生時に行政検査対象とならない児童生徒、教職員（原則として、陽性者が所属するクラスの在籍者及び所属する部活動の部員）及び全国大会等から帰県した児童生徒、教職員 ・検査方法：PCR検査キットを活用した民間検査委託 <p>②市町立学校におけるPCR検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学校：小学校、中学校、高等学校 ・検査対象及び検査方法：上記①と同じ ・費用負担：県1/2、市町1/2 ※県で事業実施 <p>③私立学校へのPCR検査費用等の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学校：中学校、高等学校 ・補助率：10/10（ただし、各校ごとに交付上限額まで） ・補助対象経費：生徒、教職員のPCR検査及び抗原検査に要する費用
2	★感染拡大防止対策強化事業	<p>22,572</p> <p>感染拡大防止対策を強化するため、県立学校にサーマルカメラを設置し、安心できる教育環境を確保するもの。</p>